

議案第 108 号

大津市男女共同参画センター条例の一部を 改正する条例の制定について

令和 8 年 9 月 1 8 日
政策調整部 人権・男女共同参画課

条例の改正内容及び改正の経緯について

改正の内容

大津市男女共同参画センター多目的室使用料について、令和9年4月1日を第1回目の施行日とし、令和11年4月1日を第2回目の施行日として、大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する。

施行日

第1回目：令和9年4月1日、第2回目：令和11年4月1日

改正の経緯

大津市男女共同参画センターにおいては、多目的室を貸室として運用しており、使用者は使用の許可の際に大津市男女共同参画センター条例の別表に定める使用料を納付しなければならないとされている。また、大津市の各公共施設の使用料については、施設使用料設定基準に基づき、原則5年ごとに見直しを行っている。

これらを踏まえて、令和7年12月16日付け、大総行第13号による行政改革推進課からの依頼に基づき、算定シートを用いて見直しを行った結果、人件費など運営コストの上昇分を使用料に反映させることが必要となった。

使用料の算定について

1. 基本算定方式

積算根拠を明確にし、市民への説明責任を果たすため「原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方式とする。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

原価とは 施設の維持管理等に要する「人件費」及び「物件費」を原価として算定する。
 受益者負担割合とは . . . 対象施設の「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」といったサービスの性質（公共性の強弱）により、受益者と市（公費）の負担割合を決定する。

2. 利用形態別使用料算定方法

会議室・ホール等の貸出等の場合 . . . 1 室当たりの原価 × 受益者負担割合

$$\text{① 1 m}^2\text{当たりの時間原価} = \text{施設全体の原価（人件費＋物件費）} \div \text{貸出面積合計} \div \text{年間開館時間}$$

$$\text{② 1 室当たりの原価} = \text{①} \times \text{利用面積（室面積）} \times \text{利用時間}$$

$$\text{③ 1 室当たりの使用料} = \text{1 室当たりの原価} \times \text{※受益者負担割合}$$

※男女共同参画センターの受益者負担割合は、施設使用料設定基準に基づき50%

使用料の算定について

3. 具体的な金額

①1㎡当たりの時間原価 = $1,050,231円 \div 49.22㎡ \div 1,944時間 \div 10.976円$

②1室当たりの原価 = ①(10.976円) $\times 49.22㎡ \times 1時間 \div 540円$

③1室当たりの使用料 = $540円 \times 50\% = 270円$

市民・・・・・・・・ 270円 $\times 1.1$ (消費税分) $\div 290円$ (10円未満切り捨て)

市民以外の者・・・ 270円 $\times 1.5$ (市外割増) $\times 1.1$ (消費税分) $\div 440円$ (10円未満切り捨て)

4. 激変緩和措置について

	現行	改定後	上昇値
市民	230円	290円	1.261倍(290円 $\div$ 230円)
市民以外の者	350円	440円	1.257倍(440円 $\div$ 350円)

使用料の改定により、現行の使用料を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすこととなる。これを避けるため、現行使用料より著しく高額になるときは、当初2年間は1.25倍、その後は1.5倍を改定上限とし、原則、2段階にて改定を行う。

→第1回目(令和9年4月1日施行):市民280円(1.217倍)、市民以外の者430円(1.229倍)まで、それぞれ引き上げる。

→第2回目(令和11年4月1日施行):市民290円(1.261倍)まで、市民以外の者440円(1.257倍)まで、それぞれ引き上げる。

新旧対照表

法令	改正前(現行)	改正後(令和9年4月1日施行)																
大津市男女共同参画センター条例	別表(第5条関係) <table> <tr> <th rowspan="2">室名</th><th colspan="2">使用料</th></tr> <tr> <th>市民</th><th>市民以外の者</th></tr> <tr> <td>多目的室</td><td>1時間につき 230円</td><td>1時間につき 350円</td></tr> </table> 備考 営利を目的として多目的室を使用する場合の使用料は、この表による使用料の額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。	室名	使用料		市民	市民以外の者	多目的室	1時間につき 230円	1時間につき 350円	別表(第5条関係) <table> <tr> <th rowspan="2">室名</th><th colspan="2">使用料</th></tr> <tr> <th>市民</th><th>市民以外の者</th></tr> <tr> <td>多目的室</td><td>1時間につき 280円</td><td>1時間につき 430円</td></tr> </table> 備考 営利を目的として多目的室を使用する場合の使用料は、この表による使用料の額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。	室名	使用料		市民	市民以外の者	多目的室	1時間につき 280円	1時間につき 430円
室名	使用料																	
	市民	市民以外の者																
多目的室	1時間につき 230円	1時間につき 350円																
室名	使用料																	
	市民	市民以外の者																
多目的室	1時間につき 280円	1時間につき 430円																

新旧対照表

法令	改正前(令和9年4月1日施行)	改正後(令和11年4月1日施行)																
大津市男女共同参画センター条例	別表(第5条関係)	別表(第5条関係)																
	<table><tr><th rowspan="2">室名</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>市民</th><th>市民以外の者</th></tr><tr><td>多目的室</td><td>1時間につき 280円</td><td>1時間につき 430円</td></tr></table>	室名	使用料		市民	市民以外の者	多目的室	1時間につき 280円	1時間につき 430円	<table><tr><th rowspan="2">室名</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>市民</th><th>市民以外の者</th></tr><tr><td>多目的室</td><td>1時間につき 290円</td><td>1時間につき 440円</td></tr></table>	室名	使用料		市民	市民以外の者	多目的室	1時間につき 290円	1時間につき 440円
	室名		使用料															
		市民	市民以外の者															
多目的室	1時間につき 280円	1時間につき 430円																
室名	使用料																	
	市民	市民以外の者																
多目的室	1時間につき 290円	1時間につき 440円																
	備考 営利を目的として多目的室を使用する場合の使用料は、この表による使用料の額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。	備考 営利を目的として多目的室を使用する場合の使用料は、この表による使用料の額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。																